



2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代 表 者 名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経理部長 近藤 英彰
(TEL. 052-400-5131)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、『限りない創造 社会への奉仕』という社是のもと、目指す姿を『高分子の可能性を追求し、より良い移動と暮らしを未来につなぐ会社』と位置付けています。源流を豊田自動織機製作所内のゴム研究部門とし、創業以来、ゴム・樹脂分野における独自の技術力を活かしたモノづくりを通じて、またトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）とともにグローバル展開、事業成長を実現してまいりました。

将来にわたる持続的な事業成長を実現するための中長期経営計画を 2023 年 8 月に策定し、安心・安全、快適、脱炭素を軸に社会的価値と経済的価値を両立させる分野ヘリソーセスシフトを行うとともに、自立した経営の実現に向けて幅広いお客様との取引拡大を通じたさらなる事業成長を目指しております。本取組の一環として、2025 年 8 月より芦森工業株式会社に対して完全子会社化を目的とした公開買付けを実施し、2025 年 11 月現在で同社を連結子会社化しております。同社との連携強化を通じて、セーフティシステムの総合サプライヤーへと変革し、グローバルシェアの拡大を目指してまいります。

また、企業価値向上に向けた理想的な株主構成の検討を進める中で、資本関係の在り方について当社株主との継続的な議論を進めてまいりました。特に当社の主要株主であるトヨタ自動車とは、当社が今後もトヨタグループの一員としての着実な成長を実現しつつも、その他の幅広いお客様との取引の強化を通じてさらなる成長を目指していくにあたって最適な関係性について議論を重ねてきており、この度トヨタ自動車との間で議決権比率を 20.0%程度（＜ご参考＞2.に記載のグリーンシュエアオプションが全て行使された場合）まで引き下げるという合意に至りました。また、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」という。）からも当社株式の売却意向を確認したため、当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社が主体となって株主構成の再構築を図ることが可能であることから、本売出しの実施を決定いたしました。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

当社の目指す姿や更なる成長の実現に向けては、

- ・当社のアイデンティティである、ゴム・樹脂といった高分子分野における豊富な知見と技術力を当社の強み、利益の源泉と捉え『高分子の可能性を追求し、より良い移動と暮らしを未来につなぐ会社』を目指してまいります。
- ・重点事業であるセーフティシステム製品・内外装部品、重点地域である米州・インドを軸とした事業ポートフォリオ改革の推進に加え、自立した経営に向けて幅広いお客様との取引の強化を通じた事業成長の具現化を図ります。また幅広いお客様に受け入れられる製品競争力の向上と、トヨタグループとの共創で、引き続きトヨタグループの一員としても着実な成長を実現してまいります。

また、本売出しの実施により、トヨタ自動車の持ち分比率は、上記の成長戦略に整合するレベルに見直されます。幅広い投資家の方々に当社をご支援いただくべく株主層の拡大及び多様化を実現するとともに、当社株式の流動性の向上を図りつつ、オーバーハング懸念の払拭といった投資家の皆様の声にも対応してまいります。本売出しの完了後もトヨタ自動車との事業関係並びに三井住友銀行との取引関係は変わらず、引き続き維持してまいります。

なお、当社は株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、本日 500 億円及び 10,000,000 株を上限とする自己株式の取得を決議いたしました。加えて、取得した自己株式を全数消却することを本日決議いたしましたので、詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 29,746,000 株	
(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏 名 又 は 名 称	売 出 株 式 数
	トヨタ自動車株式会社	25,538,200 株
	株式会社三井住友銀行	4,207,800 株
(3) 売 出 価 格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 1 日（月）から 2025 年 12 月 4 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（当該価格が 3,000 円超の場合は 1 円単位として 1 円未満の額を切捨て、3,000 円以下の場合は 0.5 円単位として 0.5 円未満の額を切捨てる）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長 齋藤 克已に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 4,461,800株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主であるトヨタ自動車株式会社（以下「貸株人」という。）から4,461,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長 齋藤 克已に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が貸株人から4,461,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、4,461,800株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアップション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日に始まり、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間を行使期間（以下「グリーンシュエアップションの行使期間」という。）として貸株人から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシュエアップションの行使期間の最終日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエアップションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村證券株式会社へのグリーンシュエアップションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるトヨタ自動車株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。